

岩倉使節団と学校教練

——山田顕義「建白書」を中心に——

奥野武志

はじめに——岩倉使節団と学校教練を取り上げる意義——

一 山田顕義「建白書」と学校教練

二 『米欧回覧実記』と学校教練

三 元老院と学校教練

おわりに——岩倉使節団が日本における学校教練の導入に与えた影響——

はじめに——岩倉使節団と学校教練を取り上げる意義——

岩倉使節団は、一八七一年から七三年まで、欧米を回覧して友好親善を図るとともに、視察調査を行った使節団である。正使に岩倉具視、副使に木戸孝允・大久保利通・伊藤博文・山口尚芳と、当時の明治政府の中心人物を配していた。田中彰によれば、岩倉使節団は「明治政府の薩長藩閥実力者をトップにして、幕末以来の国際的な経験や西欧

の文化の蓄積を持つ旧幕臣をはじめ有能・多彩な人材によって構成されている」⁽¹⁾のが特徴であり、岩倉使節団の団員は帰国後、政府の要職を占めるなどして、その後の日本の政策に大きく関わっていく。本稿は、岩倉使節団を、日本における学校教練の導入に与えた影響という観点から考察しようとするものである。なお、本稿では、学校教練という語を、軍人養成を目的としない普通教育機関で行われた、軍隊における兵士の訓練に起源を持つ身体的な訓練の意味で用いる⁽²⁾。

日本における学校教練は、一定の準備期間を経て一八八〇年代前半に歩兵操練という形態で中学校や師範学校に導入された後、森有礼によって兵式体操という形で初等・中等普通教育機関の男性に義務付けられ、近代日本の学校教育制度上に確立されることになる。岩倉使節団が派遣された時期は近代日本の兵制や学校教育制度がようやく形づくられようとしていた時期である。後に検討するように、岩倉使節団で兵部省理事官であった山田顕義が、帰国後に学校教練の導入を主張するなど、日本における学校教練の導入に際して岩倉使節団の派遣が果たした役割は小さくない。⁽³⁾ 先に筆者は、別稿⁽³⁾で森有礼による兵式体操導入の歴史的意義について考察する中で、「米欧回覧実記」や山田顕義「建白書」、そして元老院における学校教練をめぐる議論の検討を行ったが、個別の分析にとどまっており、「岩倉使節団」という観点からこれらを総合して考察することは行っていない。

本稿は、岩倉使節団が日本における学校教練の導入に与えた影響の解明という観点から、山田顕義「建白書」や『米欧回覧実記』の記述、さらには元老院における議論を、検証し直すことを目指す。以下に、まず、山田顕義「建白書」を岩倉使節団との関係という観点から検討し、その特徴を概観する。次に、山田顕義「建白書」の内容を、岩倉使節団の全体記録として位置付けを持つ久米邦武編修『米欧回覧実記』の記述と照合して、その異同について考察する。

そして、明治前期における立法審議機関であった元老院で、山田顕義「建白書」が提起した学校教練論がどのように展開していくかについて、岩倉使節団出身の元老院議員を中心に概観したのち、岩倉使節団が日本における学校教練の導入に与えた影響について考察する。

一 山田顕義「建白書」と学校教練

山田顕義は長州出身の軍人・政治家である。山田は、岩倉使節団で兵部省理事官となり、軍制関係調査の責任者の立場にあった。⁽⁴⁾しかし、大久保利謙が指摘するように、国立公文書館に現存する理事官の報告集である「理事功程」には山田の理事功程だけが存在していない。⁽⁵⁾一方、山田顕義「建白書」と題する文書が『明治文化全集』に集録されて世に知られている。⁽⁶⁾以下に述べる理由から、この山田の「建白書」は、岩倉使節団の兵部省理事官の報告として太政官に提出されたものであるが、何らかの原因で現存する「理事功程」には加えられずに漏れてしまったと考えられる。吉野作造はこの文書について「歸朝後早々に書かれた」と推定しているが、大久保利謙が指摘するように、⁽⁸⁾一八七三（明治六）年七月一日付で出された報告等未提出についての太政官からの「督促」の対象者に山田顕義も含まれており、この時点で太政官に報告は「提出」されてはいない。⁽⁹⁾しかし、一八七五（明治八）年三月三十一付で太政官から提出の「督促」を受けた対象者に山田顕義は含まれていない。⁽¹⁰⁾したがって、この間に山田の報告書が太政官に提出されていた可能性が高い。ちなみに、岩波書店『日本近代思想大系四 軍隊 兵士』の「解題」が指摘しているように、⁽¹¹⁾早稲田大学所蔵の同内容の史料には「明治六年九月十二日」という日付と「陸軍少将 山田顕義」とい

う署名が入っている⁽¹²⁾。もし、九月二二日にこの文書が太政官に提出されていたとすれば、文部省理事官田中不二磨が「米國之部」のみを提出した九月八日に⁽¹³⁾続く、最も早い提出であり、「山田だけは早く報告書を出したが、他の連中は歸つても何の意見を出さぬのは怪しからぬ」という論が明治六・七年の刊行物に見られたという吉野作造の指摘⁽¹⁴⁾とも合致する。なお、国立公文書館所蔵史料の中に「明治四年 理事官山田顕義報告」と表書きをして太政官と記された野紙を綴じた冊子がある。内容は他と同じであるが、早稲田大学所蔵の史料とは異なり、末尾の日付と署名は入っていない⁽¹⁵⁾。

大久保利謙は、山田が山縣有朋に対する不満を表明するために、報告書を意図的に提出しなかったと推測している⁽¹⁶⁾が、以上の検討結果から、山田が太政官から督促を受けて、理事官としての報告を一八七三年九月段階で提出したものの、何らかの理由で現存する「理事功程」から漏れてしまったと解する方が適切であると考ええる。

ともあれ、山田顕義「建白書」は、後述するように、内容面からしても、岩倉使節団に兵部省理事官として加わって調査した成果をまとめたものと見ることができ、また、後に元老院議官として号外第二七号「公立学校ニ於テ兵隊教練ノ課程ヲ設クルノ意見書」提案者の一人として名を連ねることになる山田の学校教練論を知る上で貴重な史料である。以下に、山田顕義「建白書」で展開される学校教練論の特徴について概観する。

山田顕義「建白書」は、「去ル辛未ノ冬、顕義陸軍理事官トシテ欧米各国エ被差遣候旨拜命⁽¹⁷⁾」という書き出しの前書きで始まる。これは、明治四年一〇月二二日（一八七一年二月四日）付で山田が岩倉使節団の理事官に任命されたことを指している⁽¹⁸⁾。その後、この前書きは「於是參謀軍務給養三局ノ事務、当時省中ニ於テ最モ切要ナル事件ヲ撮出シ、此三件ノ事務大概ヲ研究センコトヲ請フ。然レドモ其儀遂ニ御沙汰ニ及レズシテ勅旨ヲ賜フ」と続くが、これは同年

一〇月二十八日（一八七一年二月一〇日）付で山田が調査予定項目を参謀・軍務・給養の三科に絞ることとして上申した⁽¹⁹⁾ことと、同年一月四日付で各理事官宛に研究項目についての勅旨が出たことを指している⁽²⁰⁾。

山田の前置きは、この後、岩倉使節団での調査結果を踏まえて、各国の「兵理」・「編隊則并ニ徴兵ノ制」「下士官上士官ノ事」「器械火薬ノ事」「軍医并ニ陸軍會計官ノ事」「鎮台及陸軍省ノ事」を概観した後、最後に「目今我朝廷ニ施行ヲ要スル所ノ条件」を提言すると予告している⁽²¹⁾。したがって、山田顕義「建白書」は兵部省理事官として岩倉使節団に参加した山田の調査結果をまとめたものと見る事ができる。

山田顕義「建白書」については、西欧の徴兵制についての以下の記述が先行研究で注目されてきた。

徴兵ノ制亦各国自カラ其法ヲ異ニス。国民一般ニ必ラズ學術ト兵役トニ服事スベキヲ以テ常法ト為シ、徴募ニ応ズル後、五年間常備スル者アリ（仏国ノ制）、三年間常備スル者アリ（普国ノ制）、二年間常備スル者アリ（奥国ノ制）、或ハ又数旬間常備スル者アリ（瑞国ノ制）。徴兵ノ法第一国体、第二会計、第三自他ノ国況、第四當時ノ用兵術ニ関ス。之ヲ賦役スルノ法自カラ異同有リト雖モ之ニ示令スルノ文意大差異アルコトナシ。人民ノ其土ニ生ル者ハ貴賤ノ別ナク必ズ皆兵役ニ服シ、各其國權ヲ保護シ而又其身所有ノ權ヲ固守シ決シテ他人ノ輕侮侵奪ヲ受クベカラザルヲ以テス。人民能ク其理ヲ了解シ而後以テ徴集スベシ。然リト雖ドモ此兵ヲ徴スルヤ、啻ニ容貌ヲ強兵ニ模擬シ隊伍ニ編シ銃砲ヲ採リ敵前ニ進マシムル而已ヲ以テ本務トスベカラズ、人民一般ノ知識敵兵ニ超越スルヲ以テ最要トス。於是国民中貴賤貧富ノ別ナク幼稚ノ時ヨリ郷校ニ於テ普通学ヲ教ヘ兼テ採器訓練ヲ演ハシム（普瑞兩國古來有此法、^二仏奥魯伊太利近年此法ニ慣フ、人民必服ノ兵役ヲ金錢ニテ売買スル者ハ欧州昔日

ノ弊ナリ。是レ人民ヲシテ各自文武ノ道決シテ偏ナルベカラザルヲ知ラシメ、是ノ土ニ生ズル者ハ相共ニ此國權ヲ保護シ而テ又各自所有ノ權ヲ固守シ決シテ他人ヲシテ侵奪セシムベカラザルノ理ヲ講究スルナリ。故ニ強兵ノ基ハ採銃運動スルニアラズ、國民一般都鄙ノ別ナク郷校ノ教育ヲ充分ニシ普ネク人民ノ知識ヲシテ甲乙ナカラシムルニ在リ⁽²²⁾

このうち、「人民必服」の兵役を金銭で売買するのは「欧州昔日ノ弊」とし、「貴賤ノ別ナク必ズ皆兵役」に服すことを前提と見ている部分などを、木村吉次は「身分的秩序と職業世襲化を破棄し、一応四民平等・職業選択の自由をたてまえた上での國民皆兵の理念を原則としている⁽²³⁾」と評価している。さらに、木村は「國權」の保護と「其身所有ノ權」の固守とが内的連関を持って捉えられていることや、「人民一般ノ知識」の向上の必要性を説いていることを指摘して、山田の論を「開明主義的で進歩的⁽²⁴⁾」と評価している。

木村の指摘に加えて、ヨーロッパ諸国では「貴賤貧富」の別なく、「幼稚ノ時」から「普通学」と「採器訓練」を演習させているという認識を山田が持っていることを、筆者は別稿で指摘した⁽²⁵⁾。山田は「貴賤貧富」の別なく「幼稚ノ時」から「普通学」と「採器訓練」を演習させることが、プロイセンやスイスでは「古来」、フランス・オーストリア・ロシア・イタリアでは「近年」行われているという認識を持っている。ヨーロッパ諸国では「貴賤貧富」の別なく、「幼稚ノ時」から「普通学」と「採器訓練」を演習させているという認識が、山田の日本における学校教練実施の主張の根底にあるのである。なお、「欧米」と言いながらアメリカの兵制は山田の視野に入っていないことも別稿で指摘しておいた⁽²⁶⁾。

以上のようなヨーロッパ諸国の兵制などの紹介を行った後、山田は、日本で行うべき施策を第一から第七まで七つに分けて提言していく。この中で、兵卒を養成しようにも、教練する士官や下士官もなく、与える良器も兵士を運ぶ道路も砲台もなく軍律も整っていない状況なので、これらの環境を整える間、八年から一〇年徴兵を延期することを山田は主張している。⁽²⁷⁾そして、徴兵実施のための条件整備の一環として、次のように小学校における軍事訓練を山田は主張するのである。

文部所轄ノ諸小学校学則ニ増加スルニ、陸軍所要ノ技術・体術・演陣ノ如キ者ヲ以テシ、童子年齢十歳ヨリ十六歳迄ノ者ヲシテ毎日一時間又ハ三十分時間之ヲ教練シ、毎日曜日ニ於テ一村落又ハ一郡ニ招集合併シ、之ニ付スルニ其地在住ノ陸軍下等士官ヲ以テシ陣法ヲ演ゼシムベシ。如此シテ八年若シクハ十年ヲ経バ、皇国壯年ノ人民悉ク文武ノ大概ヲ了得シ、遂ニ老少ノ別ナク文武ヲ知り続々絶ユルコトナキニ至ルベシ。於是始テ兵卒ヲ徵募シ隊伍ニ編スベシ。其徵募ハ各地ニ付シ招集スベシ。此ノ時二当テハ其募ニ応ズル者(年二十歳ノモノ)、悉ク皆読書筆算ヲ知り技術・体術・演陣ヲ知ル。故ニ入営ノ日ニ至リ教授スベキ者ハ陸軍所要ノ数件ニ過ギズ。是以滞營ノ日数凡二ヶ月又ハ三ヶ月ニシテ十分ナルベシ。砲兵造築兵ノ如キモノト雖ドモ、四ヶ月又ハ五ヶ月ニシテ充分スベシ⁽²⁸⁾

山田は、小学校の教育課程に「陸軍所要ノ技術・体術・演陣」を加えて、一〇歳から一六歳までの者に対して毎日一時間か三〇分教練を課し、日曜日には「陣法」の演習をすべきと主張している。そうすれば、「読書筆算」と、陸

軍で必要な「技術・体術・演陣」を身につけることになり、入営後の訓練も二〜三か月だけで十分だとするのである。ここで、山田が学校における「教練」に期待しているのは、「陸軍所要ノ技術・体術・演陣」という「技術」的なものである。つまり、入営後に必要な訓練時間の短縮を目的としているのであり、別稿で指摘したように、福澤諭吉など同時代の学校教練論者に見られる精神的・身体的教育効果や、森の兵式体操論における秩序や規律の確立といった要素は、山田の主張には見られないのである。⁽²⁹⁾

二 『米欧回覧実記』と学校教練

岩倉使節団の回覧の記録は、久米邦武編修『米欧回覧実記』として一八七九(明治一二)年三月刊行された。⁽³⁰⁾ 筆者は『米欧回覧実記』におけるスイスの学校教練の記述について別稿で検討したが、⁽³¹⁾ 『米欧回覧実記』には、スイス以外にスウェーデンにおいて学校教練が行われていた記述があることが田中彰によって指摘されている。⁽³²⁾ 別稿ではスイスにおける学校教練の検討にとどまり、スウェーデンに関する記述を取り上げなかったため、以下に、『米欧回覧実記』におけるスウェーデンとスイスにおける学校教練に関する記述について検討する。

スウェーデンの小学校における学校教練は、『米欧回覧実記』第六九卷「瑞典国ノ記下」の小学校に関する以下の記述の中に登場する。

教師ハ男女共ニアリ、不慣ノ教師ニハ、一人二二十五童ヲ付ス、後ニハ四十五童ヨリ、五六十童ニ及フモアリ、

其教導ノ方ハ、米利堅流ヲ取用セリ、生徒ノ著席進退、動作ノ式ヲ教フ、猶日本ニテ容儀ヲ仕込カ如シ、其大略ハ、生童二行ニ列ヲナシ、步驟ヲ揃ヘテ来リ、各席ハ列次ニス、ミ、一斉ニ著席スル等、步驟隊列ノ式ニ同シ、西洋ノ容儀ハ立行ニアリ、猶日本ノ容儀ハ坐跪ニアルカ如シ、又童子ニ持シムヘキ、小形ノ銃ヲ製シ、各生ニ持タシメ、運動操銃ヲ教フ、男女共ニ異ナルコトナシ⁽³³⁾

スウェーデンの小学校では、アメリカ流の教育方法を採用しているとしているが、生徒が整列して一斉に着席するなど「歩操隊列ノ式」同様に行動させ、小形の銃を男女の別なく持たせて「運動操銃」を教えているというのである。一方、スイスの小学校における学校教練は、『米欧回覧実記』第八四卷「瑞士国ノ記」の以下の記述の中に登場する。

東北ニ回リ出テ、一ノ苑ニ至ル酒樓アリ、小学校ノ生徒、正ニ此ニテ操練ヲナセリ、樓ニ休スレハ、樂隊樓ニ向ヒ、樂ヲ調スルコト三閱、ミナ十二歳ヨリ十四五歳マテノ童子ナリ、童児ノ心ハ、純粹主一、唯教規ヲ守リテ、其業ヲ講スル中ニ、自ラ瑞士ノ本領タル、内ヲ保チ外ヲ防キ、其權利ヲ全クスルト、人ニ交際スル礼トヲ誘知セラレ、海外絶遠ノ使ニ向ヒ、此窈窕ノ音ヲ調ス、其協和シテ国ニ報フ、実ニ感悦ニ堪ヘサルナリ、瑞士ノ男子ハ、十一歳ヨリ短キ銃ヲ与ヘテ、学校ニ於テ兵ヲ兼習ハシ、其保國ノ心ヲ侵潜スル此ノ如シ、此其文武兼秀ツル所ナリ、⁽³⁴⁾

ここでは、スイスの男子は、一一歳から短銃を用いた軍事訓練を学校で課されることとされており、また、それは、スイスの「本領」である自国や他国の「権利」を全うすることと結びつけて理解されている。

山田顕義「建白書」はスイスの学校教練については触れていたが、スウェーデンについては触れていなかった。一方で山田が「建白書」で、スイスとともに「古来」学校教練を実施している国として挙げていたプロイセンについての『米欧回覧実記』の記述を見ると、「普国ノ兵制ハ、一千八百十四年以來、國中ノ男子、兵器ヲ執ルニ堪ユルモノハ、悉ク兵卒ノ教練ヲウケ、少クモ一年間ハ、常備軍役ニ服セシメ、全国ミナ軍人ニ練磨セラル、モノナリ」と、例外的でない徹底した国民皆兵制がその特徴だとはしているものの、学校教練に関する記事はない。また、山田が「建白書」で、「近年」学校教練を実施しているとしていたフランス・オーストリア・ロシア・イタリアに関しても『米欧回覧実記』には学校教練に関する記述は見られない。

成田十次郎によれば、ドイツの各国では一八六〇年代から七〇年代にかけて、中等学校では体育がある程度実施されてきたものの、小学校、女学校において体育はほとんど実施されていなかった。⁽³⁶⁾ 実際、文部省『理事功程』巻之十一所収の「字國教育雜記」や「伯靈府學校事務局直轄ノ平民學校寺院附屬ノ學校及ヒ私學校普通ノ學科表」を見ると、小学校で教える学科の中には「採器調練」の類はおろか「体操」さえ含まれていない。⁽³⁷⁾ プロイセンは国民皆兵制をとってはいたが、小学校の段階から全国的に「採器調練」を行わせていたということなかったようである。兵部省理事官であった山田の主たる調査対象は軍事に関することであり、ヨーロッパの学校教育についての理解は不十分であったと推察される。山田はスウェーデンと勘違いして、プロイセンで学校教練が行われていると記した可能性がある。

一方、山田顕義が「建白書」で示していた「其身所有ノ權」を保障するための軍隊という考え方は、『米欧回覧実記』のスイスの国防に関する次の記述にも見ることができる。

外国侵入ノ防禦ハ、國中ミナ奮フテ死力ヲ尽スコト、火ヲ防クカ如シ、家家ニミナ兵ヲ講シ、一銃一戎衣ヲ備ヘサルナシ、殊ニ山地ノ戦ニ慣熟シ、嶮ヲ越ヘ岨ニヨリテ、敵ト拒戦スルニ長シ、散兵ノ運動ヲツトム、隣国ヨリ来リ侵ストキハ、民ミナ兵トナリ、先ンスルニ壮丁ヲ以テシ、其年高キモ、四肢猶健ナル以上ハ、ミナ兵トナル、婦人ハ軍糧ヲ辨シ、創傷ヲ扶ケ、人人死ニ至ルモ、他ヨリ其權利ヲ屈セラル、ヲ耻ツ、故ニ其國小ナリト雖トモ、大國ノ間ニ介シ、強兵ノ譽レ高ク、他國ヨリ敢テ之ヲ屈スルナシ⁽³⁸⁾

ここでは、「外国侵入」には國中死力を尽くして戦うスイスは、小国ではあつても「強兵ノ譽レ」が高いと評価されていのであるが、スイス民兵の強さは、人々が死に至つても他から「權利」を侵害されるのを恥じるといふ「權利」意識の高さによるものだとして理解されているのである。なお、スウェーデンとスイスだけでなく、ベルギー、オランダ、デンマークなどヨーロッパの「小国」に関する岩倉使節団の関心は高く、これらの国の民の「自主・独立」の⁽³⁹⁾ 概に『米欧回覧実記』が着目していたことを田中彰が指摘している。

「国権」の保護とともに「其身所有ノ権」を保障するために軍隊が存在するという山田「建白書」の考え方に通じる「權利」意識に対する高い評価は、『米欧回覧実記』におけるヨーロッパの小国に関する記述にも見られるわけで、岩倉使節団が欧米回覧の結果得た成果の一つと見ることができよう。

三 元老院と学校教練

岩倉使節団に参加した団員たちは、その後も政府の要職に就くなどして活躍していく。本章は、このうち、元老院における元岩倉使節団員に焦点をあてて考察する。元老院は、一八七五年四月一四日に最高司法機関としての大審院とともに設置され、一八九〇年一〇月二〇日の帝国議會開設に伴い廃止される立法審議機関である。⁽⁴⁰⁾表一は、元老院の議官のうち、岩倉使節団出身者を抽出してまとめたものである。なお、この他、金子堅太郎や中江篤介（兆民）など、元老院書記官となった者もいるが、議官として元老院の審議に加わることがなかったので除外してある。

表一 元岩倉使節団の元老院議官一覧

	使節団身分	元老院身分	元老院在任期間
山口尚芳	副使	議官	一八七五年四月二五日～一八八一年一〇月二二日 一八八五年一月二二日～最後
田中光顯	理事官	議官	一八八〇年三月八日～一八八一年五月二八日
東久世通禧	理事官	議官 幹事	一八八五年一月二二日～一八八九年二月二四日
		副議長	一八七七年八月二九日～一八八八年六月一日 一八八一年七月一二日～一八八二年一月二二日 一八八二年一月二二日～一八八八年六月一日
山田顕義	理事官	議官	一八七八年三月五日～一八七九年九月一〇日

田中不二磨	理事官	議官	一八七八年三月五日～一八八〇年三月二日
佐々木高行	理事官	議官 副議長	一八七五年七月二日～一八八一年一〇月二日 一八八〇年三月二日～一八八一年一〇月二日
田辺太一	一等書記官	議官	一八八三年九月一日～最後
何礼之	一等書記官	議官	一八八四年一二月四日～最後
安場保和	二等書記官	議官	一八八〇年三月八日～一八八一年一二月三十一日 一八八五年一二月二日～一八八六年二月二五日
由利公正	随員	議官	一八七五年四月二五日～一八七六年一二月一八日 一八八五年一月二三日～最後
原田一道	随員	議官	一八八六年二月五日～最後
長與專齋	随員	議官	一八八六年四月二七日～最後
中島永元	随員	議官	一八八八年六月七日～最後
沖守固	随員	議官	一八九〇年一月七日～最後
渡邊洪基	随員	議官	一八八二年五月二四日～一八八四年七月一九日

「元老院職員等沿革表」（「元老院日誌」第三卷）より作成

元老院では、①一八七九年の徴兵令改正、②一八八〇年の教育令改正、③一八八三年の徴兵令改正にあたり、それぞれの改正案が「議定」に付された際、学校教練をめぐる議論が展開されている。このうち、岩倉使節団出身で学校教練に関して発言した元老院議員をまとめたのが表二である。なお、①一八七九年の徴兵令改正の審議の際に、元老院として公立学校に「兵隊教練」の課程を設けることを求める号外第二七号「公立学校ニ於テ兵隊教練ノ課程ヲ設ク

ルノ意見書」が提案されるが（結果は否決・廃案）、この意見書の提案者の一人が山田顕義であった。

表二 元老院で学校教練について発言した元岩倉使節団員

使節団身分	学校教練についての発言	元老院議員在任期間
山口尚芳	副使 ① 一八七九年徴兵令改正 ② 一八八〇年教育令改正	一八七五年四月二五日～一八八一年一〇月二日 一八八五年一二月二二日～最後
安場保和	二等書記官 ② 一八八〇年教育令改正	一八八〇年三月八日～一八八一年一〇月三一日 一八八五年一二月二二日～一八八六年二月二五日
渡邊洪基	随行 ③ 一八八三年徴兵令改正	一八八二年五月二四日～一八八四年七月一九日

「元老院職員等沿革表」（『元老院日誌』第三卷・『元老院會議筆記』より作成）

以下に、号外第二七号「公立学校ニ於テ兵隊教練ノ課程ヲ設クルノ意見書」の内容について検討した後、表二にまとめた岩倉使節団出身の山口尚芳・安場保和・渡邊洪基の三議官の発言内容について検討する。

一八七九年七月一〇日、第一四六号議案「徴兵令及ヒ近衛兵編成改正案」を審議した元老院の第一読会では、内閣原案は「平時」と「戦時」の定義が明らかでないという批判がなされたため、元老院で修正委員を選出して修正案を作成することになった。その際に修正委員として選出された五人の議官のうちの一人が山田顕義であった。⁽⁴¹⁾この五人の修正委員が徴兵令改正案とは別に元老院に諮ったのが号外第二七号「公立学校ニ於テ兵隊教練ノ課程ヲ設クルノ意見書」である。元老院章呈は、元老院として法の制定・改廃に関する意見書を上奏することを認めており、⁽⁴²⁾号外第

二七号は、元老院として公立学校に「兵隊教練」の課程を設けることを求める意見書を上奏することを提案したものであった。

意見書の布告案は「各地方公立學校ニ於テ年齢十二歳以上ノ生徒ノ爲メ兵隊教練ノ課程ヲ設ケ授業候儀ハ適宜タル可ク條條此旨布告候事⁽⁴³⁾」というものである。つまり、「各地方公立學校」で一二歳以上の生徒のために「兵隊教練ノ課程」を設けて授業を行うことを求める内容であった。これは、同じ修正委員が作成した徵兵令修正委員案第二条第一項で、新たに、学校で「生兵教練、中隊教練」を修了した生徒へ在営年限満了前の早期帰休を、「詮議」することなく認めると規定したことを踏まえたものであった。⁽⁴⁴⁾ なお、意見書には以下に示す提案理由が付されていた。

謹テ按スルニ本院第四百十六號議按徵兵令常備服役ヲ以テ三ヶ年トス此固ヨリ人民護國ノ義務ナリト雖トモ此年限中ハ一身ノ教育ヲ受クルコトナク又一家ノ生計ヲ營ムコト能ハス其服役ノ永キヲ厭フモ亦人情ノ免カレサル所ナリ故ニ該議按ヲ附託セラレタルニ當リ修正シテ第二條第一項トシ以テ變通ノ方アルヲ示シ且豫備徵兵并ニ國民軍籍ニ在ル者ヲシテ豫メ執銃ノ技演陣ノ方ヲ知ラシメ有事ノ日直ニ其用ニ適セシメントス然ラハ則宜ク學校ニ於テ生兵教練中隊教練ノ課程ヲ立テ一週中ニ二三時間之ヲ教授セシムヘシ然レトモ俄ニ之ヲ各中小學校ノ必學科目ト爲サハ教員ノ設器械ノ備十分ナラサランコトヲ恐ル故ニ今將ニ時勢ヲ量リ適宜ノ法ヲ設ケ漸ヲ以テ兵隊教練ノ事ヲ勸誘セントス因テ左ノ布告按ヲ草シテ上奏ス冀クハ徵兵令ノ改正布告ノ日同ク布告アランコトヲ謹テ裁可ヲ乞フ⁽⁴⁵⁾

意見書の提案者は、兵役年限が長いことを人々が嫌っているという認識のもとに、兵役年限短縮のための「生兵教練中隊教練」を中小学校に実施していこうとしているのである。ただし、直ちに各中小学校に必修とするのは教員や設備の点で難しく、時勢に応じた「適宜ノ法」によって漸次充実させていくとしており、決して即座の実施を求める内容ではなかった。

以上のように、一八七九年の徴兵令改正の際に出された号外第二七号「公立学校ニ於テ兵隊教練ノ課程ヲ設クルノ意見書」で提案された学校教練は、徴兵忌避に対する危機感を背景に、兵役年限短縮を主眼として導入しようとするもので、山田顕義が「建白書」で提起した学校教練導入論の流れを受け継ぐものであった。⁽⁴⁶⁾

次に山口尚芳議官の発言について検討する。山口尚芳は佐賀藩出身で、岩倉使節団任命時は外務少輔を務めていた。⁽⁴⁷⁾ 山崎渾子によれば、山口はキリシタンに関する事件の現地調査を担当しており、キリシタン問題の証人としてよく知られていたようであり、宣教師との交流も深い国際人であった。⁽⁴⁸⁾ そのため、キリシタン問題への対処を意識したことが、山口を使節団の副使に起用する背景にあったのではないかと山崎は推測している。⁽⁴⁹⁾

山口尚芳は、①一八七九年の徴兵令改正の際と、②一八八〇年の教育令改正の際の二度にわたって、学校教練の導入に賛成の立場から意見を述べている。なお、山口は③一八八三年の徴兵令改正の際には、内閣委員として改正案の説明を行っている。

まず、①一八七九年の徴兵令改正時に審議された号外第二七号「公立学校ニ於テ兵隊教練ノ課程ヲ設クルノ意見書」について、山口は基本的に賛成の立場で発言をした。九月一〇日の第一読会の時点では次のような賛成意見を述べている。

本按ヲ賛成ス凡ソ一利ヲ興セハ必ス一害ノ相依ルハ固ヨリ免カレサル者ナリ夫レ兵ハ凶器ナリト雖トモ其國ヲ保護スルニハ必要欠ク可ラサルナリ既ニ全國ノ丁壯ヲ徵募シテ兵ト爲スヲ國法トスレハ一般人民ヲシテ各自平常其技ヲ講習セシメサル可ラス古人云ク教エサルノ民ヲ以テ戰フハ之レ棄ナリト故ニ今日ノ制ニモ幼童ニ終日課程ヲ督責スレハ其身神ヲ萎弱スルノ弊ヲ生スルヲ以テ其倦怠ノ氣力ヲ蘇活セシメンカ爲ニ運動遊歩ヲ爲サシムルニアラスヤ⁽⁵⁰⁾

まず、ここで山口が示した「兵ハ凶器ナリ」という認識は山田顕義「建白書」にも見られる認識である。⁽⁵¹⁾しかし、すでに徴兵を行っている以上、訓練をしないで戦わせるわけにはいかないということを経由としており、また、「倦怠ノ氣力」を「蘇活」させるといふ精神上の教育的意義があるとも指摘している。なお、山口は翌九月一日の第二読会では、服役年限が長いことが徴兵を忌避する原因と捉えた上での在営年限の短縮と、有事の際の兵力動員の二点を兵隊教練の利点として挙げて⁽⁵²⁾いる。

しかし、山口は、河野敏謙議官が展開した意見書反対論の影響を受けて意見を変えていく。山口尚芳は九月一日の第二読会において、原案の「兵隊教練ノ課程ヲ設ケ授業候儀ハ適宜タル可ク候條」という部分を「各地方ノ適宜ニ隨ヒ兵隊教練ノ課程ヲ設可致授業」とする修正案を提案している。これは兵隊教練を実施するかどうか地方にまかせ⁽⁵³⁾るのではなく、原則として兵隊教練を行うことを明確にする内容であったが、一九人中八人の賛成にとどまり否決されている。そして、山口は九月一二日の第三読会では、意見書に反対の立場に転⁽⁵⁴⁾じる。しかし、その理由は意見書原案の「適宜タルヘク」という曖昧な表現を問題とするものであり、「兵隊教練」については、山口はむしろ強く実施

を求めていたのである。

さらに、②一八八〇年の教育令改正に関する元老院の第二読会において、楠本正隆議員が小学校の学科目に「武技」を加える修正案を提起した際、山口尚芳議員は、楠本修正案に対して賛成の立場から積極的に発言している。山口は賛成理由として、学童を健康にするという体育的利点を挙げる一方、入営した場合の教習が容易になることで兵を強くする効果と「教授入費」を減らす、つまり経費削減の効果が期待できることを挙げている。⁽⁵⁵⁾ ここで注目したいのは、山口の以下の発言である。

本官嘗テ米國某府ニ到リシ時恰モ英國ト「アラバマ」ノ和議將ニ破レントスルノ景況アリシ而シテ當時該府ノ住民ハ其學校ニ在ル兒女子ニ至ル迄皆悉ク銳意奮發一旦事アレハ直ニ起テ本國ヲ衛ラントスルノ勢ヒアリ其レ此氣象アリ以テ財産權利ヲ護ルヲ得ヘシ本邦兒女子ノ氣象果シテ能ク此ノ如クナルヤ本官以爲ラク是レ決シテ我兒女子ニ向テ望ムヘカラサルノコトナリト蓋シ其實ノ歸スル所ヲ考フルニ職トシテ政府力之ヲ養生スルノ法ヲ設ケサルニ因ルナリ諺ニ曰ク百聞一見ニ如カスト本官前陳ノ如ク外國ニ在テ業已ニ兒童活潑ノ氣象アルヲ目撃シタルニ由リ特ニ武技ノ加ヘサルヘカラサルヲ信スルナリ聞ク當時魯清ノ葛藤未タ畢ラス或ハ其局ヲ腕力ニ結フアラント果シテ然ラハ其我ト關係アルヤ極メテ大ナリ況ヤ天下ノ廣キ獨リ之ニ止マラサルヲヤ今ニシテ國民ニ勇氣ヲ養生スルヲ勉メスンハ他日臍ヲ噬ムトモ及ハス之ヲ如何ソ修正説ハ不可ナリト云フヲ得ンヤ⁽⁵⁶⁾

山口は、いわゆる「アラバマ号事件」⁽⁵⁷⁾でアメリカとイギリスとの関係が悪化している時に、アメリカを訪れたので

あるが、アメリカの住民は学校に在籍している「兒女子」まで有事の際には国を護ろうとする「氣象」があつたと述べ懐いている。『米歐回覧実記』第八六巻には、使節団一行がアメリカに滞在していた時は、「アラバマ号事件」をめぐるアメリカとイギリスの関係が悪化し、戦争を構える勢いがあつたと記されているので、山口がここで述べていることは岩倉使節団に副使として参加していた時の経験である。

山口は、アメリカでは児童にまで「活潑ノ氣象」があるのを目撃した経験から、「武技」を導入して「活潑ノ氣象」を涵養することの必要性を説いているのであるが、この「氣象」によって「財産權利」を護ることができると説明している点は、「国権」の保護とともに「其身所有ノ権」の保障を軍隊の目的とした山田顕義「建白書」と通じるところがある。

次に、安場保和議官の発言について検討する。安場保和は熊本藩出身で、岩倉使節団任命時は租税権頭を務めていた。岩倉使節団に参加した後は、福島県令や愛知県令を歴任して元老院議官となる⁽⁵⁹⁾。安場が学校教練について発言したのは、②一八八〇年の教育令改正に関する元老院の第二読会において、楠本正隆議官が小学校の学科目に「武技」を加える修正案を提起した時である。楠本の提案に対して安場が賛意を示したことにより、楠本の修正案は審議の対象として会議で取り上げられることとなった⁽⁶⁰⁾。修正案にまず賛意を表した安場は、その後も積極的に賛成の立場で発言している。安場の賛成理由は、「今日文弱ノ流弊ヲ救フハ仍チ武技ノ教育ニアリ豈幼時ヨリ之ヲ誘導セサルヘケンヤ⁽⁶¹⁾」というものであり、提案者の楠本同様「文弱」の風潮への懸念からであつた。ただし、「單ニ體操トスルヤ徵兵年期ヲ縮ムルノ目的ヲ達スヘカラス⁽⁶²⁾」とも発言しており、体操では兵役年限を短縮できない、と兵役年限短縮の利点を挙げている点では「心膽」を練ることのみを強調する楠本と異なっている。

最後に渡邊洪基の発言について検討する。渡邊洪基は、福井藩出身で岩倉使節団任命時は外務少記を務めていた。⁽⁶³⁾元老院議官を務めた後は、東京府知事や初代帝国大学総長などを歴任している。渡邊洪基が学校教練について発言したのは、③一八八三年の徴兵令改正の際の第一読会である。一月一六日に開かれた第一読会の際、津田真道議官が改正徴兵令については廢案を主張するのであるが、その際、「兵役ヲ忌避」するような「愛國ノ精神ニ乏シキ」状態を打開するために、小学校へ「陸兵ノ體勢運動ト銃器運用ノ法トヲ教授」する「軍隊ノ教練」を導入することが必要だと主張したのである。⁽⁶⁴⁾この津田の発言の数人後に発言した渡邊洪基は、国民皆兵をより徹底することの必要性を説く中で、「敢爲勇往ノ氣象」の養成が必要との立場から「兒童ノ時ヨリ小學校ニ於テ兵事ニ薰陶スルハ本官モ甚タ是認スル所トス」と津田の意見に賛意を示したのである。ただし、渡邊は「詳細ノ辨論ハ之ヲ次會ニ付ス」と言って詳細説明を先送りしたが、結局その後説明しないままになっている。

以上検討したように、「建白書」において学校教練の導入を提起した山田顕義は、元老院議官として一八七九年の徴兵令改正の際に、兵役年限短縮を主目的とする号外第二七号「公立学校ニ於テ兵隊教練ノ課程ヲ設クルノ意見書」の提案者の一人となった。また、その後の元老院における学校教練の論議において、岩倉使節団に参加した経験を持つ元老院議官の山口尚芳・安場保和・渡邊洪基の三人はいずれも学校教練の導入に賛成の立場から意見を述べている。特に山口は岩倉使節団での体験を交えて学校教練の必要性を説いていた。

おわりに―岩倉使節団が日本における学校教練の導入に与えた影響―

本稿では、岩倉使節団が日本における学校教練の導入に与えた影響という観点から、山田顕義「建白書」を中心に、『米欧回覧実記』や元老院における学校教練をめぐる議論について検討してきた。その結果は以下の五点にまとめられる。

(一) 山田顕義「建白書」と題する文書は、岩倉使節団における兵部省理事官として太政官に報告したものが、何らかの原因で現存する「理事功程」には加えられずに漏れてしまったと考えられる。

(二) 山田顕義「建白書」が前提としていたプロイセンなどのヨーロッパ諸国で学校教練が行われているという認識は事実に対しており、山田のヨーロッパにおける学校教育制度に関する知識は十分なものではなかった。

(三) 山田顕義「建白書」が、軍隊の存在理由として、「国権」の保護とともに挙げた「其身所有ノ権」の保障という考え方は、『米欧回覧実記』においても、ヨーロッパにおける「小国」の民の「自主・独立」の気概に対する高い評価という形で現れている。岩倉使節団が欧米を回覧して得た成果の一つとすることができる。

(四) 一八七九年の徴兵令改正の際に、元老院で審議された号外第二七号「公立学校ニ於テ兵隊教練ノ課程ヲ設クルノ意見書」は、山田顕義自身が提案者の一人であり、山田が「建白書」で提起した学校教練導入論の流れを受け継ぐものであった。

(五) 元老院では、三度にわたって学校教練導入をめぐる議論が展開されるが、岩倉使節団のメンバーであった、

山口尚芳、安場保和、渡邊洪基の三議官は、学校教練導入に賛成の立場から積極的に意見を述べている。特に山口尚芳は、岩倉使節団で副使を務めた経験を踏まえて学校教練導入の必要性を主張していた。

その上で、岩倉使節団が日本における学校教練の導入に与えた影響という観点からは、以下の二点を本稿のまとめとして提起したい。

(一) 岩倉使節団は、日本における学校教練の導入を主張する人物を多く生み出した。

「建白書」で学校教練導入を主張し、号外第二七号「公立学校ニ於テ兵隊教練ノ課程ヲ設クルノ意見書」の提案者の一人となった兵部省理事官山田顕義だけでなく、元老院議官に限っても山口尚芳、安場保和、渡邊洪基の岩倉使節団出身の三議官は、学校教練導入に賛成の立場から元老院で積極的に意見を述べているのである。

(二) 欧米視察の結果として、「自主・独立」の気概を国民が持つことが重要だとの認識をもたらし、学校教練導入の理由の一つとなった。

『米欧回覧実記』はスイスやスウェーデンといったヨーロッパの小国の民の持つ「自主・独立」の気概を評価し、岩倉使節団の副使を務めた山口尚芳は、アメリカ市民の独立を尊ぶ「氣象」に感銘を受けたことを元老院で学校教練導入賛成の理由として挙げていた。山田顕義「建白書」における学校教練導入の主眼は兵役年限短縮であったが、「活潑ノ氣象」の涵養といった学校教練の精神的教育効果も元老院の議論では学校教練導入の目的として主張されていたのである。ただし、山田自身も「建白書」の中で「国権」の保護とともに「其身所有ノ権」の保障を軍隊の存在理由に挙げてはいた。

のちに「兵式体操」という形で初等・中等普通教育機関の男性に学校教練を義務付けた森有礼が、自己規律的な主

体の育成を目指したことは先行研究で指摘されている⁽⁶⁶⁾。しかし、森には学校と軍隊が異なる原理で動いているという認識が欠けていたため、師範学校における徹底した「兵営化」が森の意図に反する結果をもたらしたことは別稿で指摘しておいた⁽⁶⁷⁾。

以上、山田顕義「建白書」を中心に、岩倉使節団が日本における学校教練の導入に与えた影響について考察してきたが、分析の対象とした岩倉使節団参加者の範囲は元老院議官にとどまった。太政官や文部省・陸軍省等における岩倉使節団参加者についての分析は未着手である。今後の課題としたい。

- (1) 久米邦武編、田中彰校注「特命全權大使米欧回覧実記（一）」岩波書店、一九七七年、三九五頁。
- (2) 軍隊における兵士の訓練に起源を持つ身体訓練は、練兵、調練、操練、教練、歩兵操練、兵式体操等と記される。本稿では、一般的な用語として、学校教練を用いる。
- (3) 二〇一〇年度に早稲田大学に提出した博士学位論文「兵式体操成立史研究―近代日本の学校教育と教練―」（第五七〇号）。この論文は二〇一一年一〇月にモノグラフ版『兵式体操成立史研究―近代日本の学校教育と教練―』（早稲田大学出版社）として出版された後、二〇一三年五月に学術叢書版『兵式体操成立史の研究』（早稲田大学出版社）としてグレイードアップ出版された。
- (4) 大久保利謙編『岩倉使節の研究』宗高書房、一九七六年、一二二頁。
- (5) 同前書、一三四頁。
- (6) 『明治文化全集 第二三巻 軍事篇 交通篇』日本評論社、一九三〇年。
- (7) 同前書、「解題」三頁。
- (8) 前掲、大久保『岩倉使節の研究』、一三五頁。
- (9) 「随行官員理事官等へ委任ノ条件調査書類督促・三条」（太政類典・第二編・明治四年～明治十年・第八十八巻・外国交際

- 三十一・諸官員差遣三」国立公文書館本館-2A-009-00・太 00310100)
- (10) 同前。
- (11) 『日本近代思想大系四 軍隊 兵士』岩波書店、一九八九年、九二頁。
- (12) 早稲田大学所蔵「陸軍組織ニ関スル上申書」書写資料」
- (13) 「文部省三等出仕田中不二磨理事功程上進」(『太政類典・第二編・明治四年〜明治十年・第八十八卷・外国交際三十一・諸官員差遣三』国立公文書館本館-2A-009-00・太 00310100)
- (14) 前掲、『明治文化全集 第二三卷』、「解題」三三頁。
- (15) 『JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.A07062088400』記録材料・理事官山田顕義報告(国立公文書館)」
- (16) 「山田顕義と山県有朋―岩倉使節団をめぐる両者の確執―」(『大久保利謙歴史著作集 八 明治維新の人物像』吉川弘文館、一九八九年、一九二―一九八頁)。
- (17) 前掲、『日本近代思想大系四 軍隊 兵士』、九二頁。
- (18) 前掲、大久保『岩倉使節の研究』、一六六頁。
- (19) 同前書、二〇四頁。
- (20) 同前書、二〇〇頁。
- (21) 前掲、『日本近代思想大系四 軍隊 兵士』、九二頁。
- (22) 同前書、九四―九五頁。
- (23) 木村吉次『日本近代体育思想の形成』杏林書院、一九七五年、九五頁。
- (24) 同前。
- (25) 前掲、『兵式体操成立史の研究』、三八頁。
- (26) 同前。
- (27) 前掲、『日本近代思想大系四 軍隊 兵士』、一〇七頁。
- (28) 同上書、一〇七―一〇八頁。
- (29) 前掲、『兵式体操成立史の研究』、六六頁。

- (30) 『米欧回覧実記』奥付は「明治十一年十月刊行」であるが、大久保利謙によれば、実際の発刊は翌明治十二年三月である（前掲、大久保『岩倉使節の研究』、一四五頁）。
- (31) 前掲、『兵式体操成立史の研究』、三三―三六頁。
- (32) 田中彰『岩倉使節団 明治維新のなかの米欧』講談社現代新書、一九七七年、一六一頁など。
- (33) 久米邦武編、田中彰校注『特命全權大使米欧回覧実記（四）』岩波書店、一九八〇年、一九一頁。
- (34) 久米邦武編、田中彰校注『特命全權大使米欧回覧実記（五）』岩波書店、一九八二年、七一頁。
- (35) 久米邦武編、田中彰校注『特命全權大使米欧回覧実記（三）』岩波書店、一九七九年、三三九頁。
- (36) 成田十次郎『近代ドイツ・スポーツ史Ⅰ 学校・社会体育の成立過程』不昧堂出版、一九七七年、五八一―五八三頁。
- (37) 文部省『理事功程』巻之十一、一八七五年（『明治初期教育稀観書集成』第三期、雄松堂書店、一九八二年）。ちなみに、中学校の場合は、宗教、獨乙語、羅甸語、希臘語、佛語、数学、物理学、博物学、地理、歴史、習字、圖画が課目として列挙され、「右課目ノ外唱歌及ヒ體操ノ演習アリ」とされている。
- (38) 前掲、『特命全權大使米欧回覧実記（五）』、五六頁。
- (39) 田中彰『岩倉使節団の歴史的研究』岩波書店、二〇〇二年、一四八―一五六頁。
- (40) 大日方純夫・我部政男『刊行にあたって』（『元老院日誌 第一巻』三一書房、一九八一年、五頁）。
- (41) JACAR（アジア歴史資料センター）Ref:A0709014300 単行書・元老院會議筆記・第四百十六号・十一（国立公文書館）、第四五画像目。他の四人は佐野常民、中島信行、細川潤次郎、津田出である。
- (42) 元老院章程第七条（前掲、『元老院日誌 第一巻』、九一―九六頁）。
- (43) JACAR（アジア歴史資料センター）Ref:A07090152400 単行書・元老院會議筆記・号外・自第二十号至第二十八号・三（国立公文書館）、第一九八画像目。
- (44) これは、学校教練修了者に早期帰休を「権利」として保障するものと見るべきである。詳しくは前掲、『兵式体操成立史の研究』、一四七―一四九頁参照。
- (45) 前掲『JACAR:A07090152400』第一九七―一九八画像目。
- (46) 号外第二七号「公立学校ニ於テ兵隊教練ノ課程ヲ設クルノ意見書」をめぐる元老院の議論は、「開明的」な山田顕義「建白

- 書」とは異質なものとする先行研究も存在するが（木村吉次『日本近代体育思想の形成』杏林書院、一九七五年）、適切でないと考える。詳しくは前掲、『兵式体操成立史の研究』、一六三―一六五頁。
- (47) 前掲、田中『岩倉使節団の歴史的研究』、三一九頁。
- (48) 山崎渾子『岩倉使節団における宗教問題』思文閣出版、二〇〇六年、六八頁。
- (49) 同前書、六九頁。
- (50) 前掲、JACAR:A07090152400、第二〇一画像目。
- (51) 前掲、『日本近代思想大系四 軍隊 兵士』、九一頁。
- (52) 前掲、JACAR:A07090152400、第二一七画像目。
- (53) 同前、JACAR:A07090152400、第二一八画像目。
- (54) 同前、JACAR:A07090152400、第二二五―二二六画像目。
- (55) JACAR（アジア歴史資料センター）Ref:A07090145700、単行書・元老院会議筆記・自第二百七号至第二百十八号・十九（国立公文書館）、第一六三画像目。
- (56) 同前、JACAR:A07090145700、第一七八―一七九画像目。
- (57) 南北戦争の際、南軍の発注でイギリスで建造されたアラバマ号が、北軍の船舶捕獲に従事したことに對し、アメリカがイギリスの中立違反を主張して損害賠償を請求した事件。
- (58) 前掲、『特命全權大使米欧回覽実記（五）』、一〇七頁。
- (59) 前掲、田中『岩倉使節団の歴史的研究』、三三二頁。
- (60) 前掲、Ref:A07090145700、第一五八画像目。
- (61) 同前、Ref:A07090145700、第一六四画像目。
- (62) 同前、Ref:A07090145700、第一六一画像目。
- (63) 前掲、大久保『岩倉使節の研究』、一六六頁。
- (64) JACAR（アジア歴史資料センター）Ref:A07090148300、単行書・元老院会議筆記・三十二（国立公文書館）、二〇画像目。
- (65) 同前、Ref:A07090148300、第二六画像目。

(66) 犬塚孝明『森有礼』（吉川弘文館、一九八六年、二五九頁）及び長谷川精一『森有礼における国民的主体の創出』（思文閣出版、二〇〇七年、七八頁）。

(67) 前掲、『兵式体操成立史の研究』、三一六―三二七頁。

（立正大学非常勤講師・早稲田大学非常勤講師）